

令和2・3年度 新潟市小額工事等契約希望者登録申請をされる方へ

1 新潟市小額工事等契約希望者登録制度とは

この制度は、新潟市が発注する公共施設及び出先機関等の工事や修繕のうち、小額で内容が軽易なものについて、受注を希望される方を登録し、市内の業者が直接工事を請け負うことができるようにするものです。

(1) 登録できるもの

新潟市内に主たる事業所（個人事業主の場合は住所）を有する方で、「**新潟市競争入札参加資格者名簿（建設工事）**」に登録されていないもの（建設業許可の有無，経営組織，従業員数は問いません。）

(2) 登録できないもの

- ア 新潟市内に主たる事業所（個人事業主の場合は住所）を有しないもの
- イ 契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ていないもの
- ウ 新潟市契約規則第6条の規定に基づく有資格者名簿（建設工事）に登載されているもの
- エ 希望する業種を履行するために必要な資格，免許等を有しないもの
- オ 市税を滞納しているもの。ただし，市長が特に認める場合を除く
- カ 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- キ 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ク 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい，法人以外の団体である場合は代表者，理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員であるもの
- ケ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- コ 自己，その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- サ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し，又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与しているもの
- シ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 対象となる工事・修繕

1件の契約金額が100万円以下の工事・修繕が対象となります。

具体的な工事等の内容は，申請書裏面の「小額工事等の種類及び具体例」をご覧ください。

3 提出書類一覧

	提出書類	入手先等説明	対象となる申請者
1	新潟市小額工事等契約希望者登録申請書	様式第1号	全ての者
2	市税の納税証明書 ※「新潟市入札参加申込用」 原本（コピー不可） ※ 発行日は、申請日前3ヶ月以内に証明されたもの ※ 証明書の提出が出来ない場合は、問い合わせください。	市税事務所市民税課，各区区民生活課，中央区窓口サービス課，出張所で取得できます。 申請にあたっては、新潟市ホームページ「市税の証明等」をご確認ください。	全ての者
3	事業所の所在地が確認できる書類	個人事業主で申請する住所が納税証明書の住所と異なる方は、その理由を明記した理由書および、事業所として所在地を確認できる書類。	個人事業主で該当の方のみ
4	暴力団等の排除に関する誓約書	様式第3号	全ての者
5	許認可・資格免許等の証明書の写し	業務の履行にあたり、必要とする許可、免許または資格等を証明する書類の写しが必要。	全ての者
6	その他市長が必要と認める書類		該当者のみ

※ 申請書は契約課のホームページからダウンロードできます。

※ 提出書類は、各1部です。

4 申請受付

- (1) 受付期間 随時（土・日・祝日を除く。）
 (2) 受付場所 契約課および各区地域総務課（東区・中央区・西区にあつては総務課）
 あてに、持参または郵送で提出する。

【郵送先】

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
 新潟市役所 財務部 契約課 工事契約係

※郵送する場合は、簡易書留等、記録の残る方法で送付ください。

5 登録の有効期間

名簿登録日から令和3年度末までです。

申請締切日は、毎月15日（閉庁日の場合はその直前の開庁日）とし、締切日までに申請書類を提出し、審査の結果、登録を認められた方は当該締切日の翌月1日付けで名簿

に登載されます。なお、登録結果は、市ホームページで掲載する「新潟市小額工事等契約希望者登録名簿」を公表することで登録結果の通知とします。

6 名簿の公開

「新潟市小額工事等契約希望者登録名簿」に登録されると、市内及び市の各施設・出先機関等が小額工事を発注する際の見積依頼の対象となります。ただし、名簿に登録されても、見積依頼や契約を約束するものではありません。

なお、この登録名簿は、市内に公開するほか、契約制度の透明性を向上するためインターネット等で一般に公開（閲覧）しますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。

7 契約者の選定方法

原則として、複数の業者との見積合わせにより、最低価格の方と契約することになります。

なお、見積合わせを依頼されても、都合により辞退することは自由です。辞退するときは、**必ず連絡（電話でも可）**をしてください。ただし、見積書提出後の辞退はできません。

8 契約の締結

契約にあたって、請書の提出が必要となる場合がありますので、発注課の指示に従ってください。施工は、新潟市契約規則、契約条項、その他関係法令に基づき信義に従い誠実に行なわなければなりません。

なお、いわゆる丸投げ等の一括下請けはできませんので、希望業種は自ら施工できる範囲で登録してください。

9 請負代金の支払い

工事完了後の検査に合格後、請求に基づき支払います。なお、前払金、出来高による部分払金はありません。

※会計課で債権者登録を事前にされていると、代金請求のたびに口座情報を記載する必要がなくなります。

10 登録事項の変更等

登録内容の変更または、営業の廃止等があった場合は、「新潟市小額工事等契約希望者登録変更・廃止届（様式第2号）」を速やかに提出してください。

問い合わせ先

新潟市役所 財務部 契約課 工事契約係

〒951 - 8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

T E L 025-226-2217（係直通） F A X 025-225-3500

小額工事等の種類及び具体例

No.	工事の種類	具体的な工事の内容の例示
1	土木一式工事	道路(側溝等)・下水(マンホール等)・水路(護岸等)の修繕工事
2	建築一式工事	建物の修繕工事で工事の種類が複数に及ぶもの
3	大工工事	大工工事, 型枠工事, 造作工事等
4	左官工事	左官工事, モルタル工事, 吹付け工事等
5	とび・土工・コンクリート工事	とび工事, 足場等仮設工事, 工作物解体工事, 土工事, コンクリート工事, ネットフェンス工事等
6	石工事	石積み工事等
7	屋根工事	屋根ふき工事等
8	電気工事	送配電設備工事, 構内電気設備工事, 照明設備工事等
9	管工事	空調設備工事, 給排水・給湯設備工事, 厨房設備工事, 衛生設備工事, 浄化槽工事, プロパンガス配管工事, ダクト工事等
10	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事, れんが積み工事, タイル張り工事等
11	鋼構造物工事	鉄骨工事, 石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事等
12	鉄筋工事	鉄筋加工組立工事等
13	舗装工事	アスファルト舗装工事, 砂・砂利舗装工事等
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
15	板金工事	板金加工取付工事等
16	ガラス工事	ガラス加工取付工事等
17	塗装工事	塗装工事等
18	防水工事	アスファルト防水工事, モルタル防水工事, シーリング工事, シート防水工事等
19	内装仕上工事	天井仕上げ工事, 壁張り工事, 内装間仕切り工事, 床仕上工事, たたみ工事, ふすま工事, カーテン・ブラインド工事等
20	機械器具設置工事	各施設機械器具設備工事等
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事
22	電気通信工事	電気通信路設備工事, 電気通信機械設備工事, 放送機械設置工事等
23	造園工事	植栽工事, 公園設備工事, 園路工事等
24	さく井工事	さく井工事等
25	建具工事	サッシ工事, シャッター工事, 金属製・木製建具工事等
26	消防施設工事	火災報知設備工事等
27	清掃施設工事	ごみ処理施設工事等
28	解体工事	解体工事
29	その他工事	上記に当てはまらない工事